

あきたかた議会だより広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、あきたかた議会だより（年4回発行する議会の広報紙（ただし印刷したものに限る。))に広告を掲載することについて、安芸高田市広告掲載実施要綱（平成19年安芸高田市告示第253号。以下「要綱」という。）及び安芸高田市広告掲載基準（平成19年安芸高田市告示第254号。以下「掲載基準」という。）に規定する事項のほか、必要な事項について定める。

(掲載の位置等)

第2条 掲載する広告の位置は、あきたかた議会だより最終ページ（裏表紙）の1ページ前下段とする。ただし、編集上の都合により掲載位置を変更することがある。

(掲載枠及び広告掲載料)

第3条 掲載する広告の規格及び広告掲載料は次のとおりとする。

| 規格 | | | 広告掲載料 |
|----|------------------|-----|------------------------|
| 全枠 | 縦 100 mm×横 88 mm | 2 色 | 1 回あたり 25,000 円（消費税含む） |
| 全枠 | 縦 44 mm×横 180 mm | 2 色 | 1 回あたり 25,000 円（消費税含む） |
| 半枠 | 縦 44 mm×横 88 mm | 2 色 | 1 回あたり 12,500 円（消費税含む） |

2 1 回のあきたかた議会だよりの発行につき、前項に規定する全枠2つ分の枠を確保するものとする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第4条 あきたかた議会だよりに広告を掲載することができる業種、事業者、広告の内容及び広告のデザインの範囲は、掲載基準の規定に適合するものに限ることとする。

(掲載の申込み)

第5条 あきたかた議会だよりに広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、議長が定める日までに広告掲載申込書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、議長に提出しなければならない。

2 広告掲載希望者が1回のあきたかた議会だよりにつき申し込むことができる枠数は、1枠に限るものとする。

(掲載の決定)

第6条 議長は、広告審査委員会の合議を経て広告の掲載の可否を決定し、広告掲載希望者に広告掲載決定通知書（様式第2号）または広告不掲載決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、あきたかた議会だよりへの広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、公布の日から施行する。